

葛卷町農業委員会
第3回総会議事録

1 日 時 平成27年9月24日(木)午前10時35分から午後11時49分

2 会 場 葛巻町総合センター 保健相談室

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

4 出席委員

第1番 門 場 政 一 第2番 馬 場 正 俊 第3番 星 野 順 子

第4番 木戸場 真紀子 第5番 橘 秀 子 第6番 芳 田 聡

第7番 川 崎 美由起 第8番 藤 森 雅 美 第9番 長 峯 一 雄

第10番 森 久 雄 第11番 坂 井 徳 身 第13番 落 宰 勝

第14番 久 保 淳

第15番 坂 待 純 一(職務代理)

第16番 深 澤 進(会 長)

5 欠席委員

第12番 藤 岡 俊 策

6 議事録署名委員

第5番 橘 秀 子 第6番 芳 田 聡

7 書記(農業委員会事務局)

村 上 明 彦(事務局長) 落 合 咲 子(事務局長補佐)

事務局長

皆さん、大変お疲れのところご苦勞様でございます。ご案内の時間より5分ほど過ぎましたけれども、ただ今から第3回の総会を進めさせていただきます。本日、当初の予定では、総会終了後、ソバを刈るということでご案内を差し上げておりましたが、後から文書でもご案内をいたしました。この後の深澤会長のご挨拶の中もお話があるかと思いますが、午後のソバ刈りは中止ということで、本日は午前の総会で終了となりますので、よろしく申し上げます。

それでは、深澤会長からご挨拶を頂戴いたしまして、そのまま総会に入らせていただきます。よろしく申し上げます。

【あいさつ】

会長

おはようございます。今日はお忙しい中、総会への出席、大変ご苦勞さまで。そろそろ秋の収穫が始まっておりますが、盆過ぎの長雨、低温によりまして、なんか米等の品質が今心配される所でございます。が、何より今、この晴天が続いて収穫作業が順調に進むことを願う所でございます。また、作業の際には、それぞれ事故のないよう気をつけていただきたいと思っております。

それから先ほど局長から話がありましたが、本日、当初の予定では総会終了後、お昼を取っていただいてソバ刈りをする予定でしたが、先日畑を見たところ、ヒエにソバが負けて、ソバが全然見えないような状態でした。ということで、本日のソバ刈りは中止ということで、また来年に期待したいと思っております。

【開 会】

議長

では、ただ今から葛巻町農業委員会第3回総会を開会します。

本日の出席委員は16名中15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。12番藤岡委員から欠席の申し出がありましたので報告いたします。

本日の総会提出議案は、お手元に配布しているとおりです。

《日程第1》

議長

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、5番橋委員、6番芳田委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は事務局職員の村上事務局長と落合事務局長補佐を指名いたします。

《日程第2》

議長

次に日程第2「会期の決定」を行います。

会期は本日1日と決定することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第3》

議長
事務局長

次に日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

【日程第3 会務報告】

月 日	内 容	出席者
8月27日(木) ～28日(金)	東北・北海道農業活性化フォーラム (青森県 青森市文化会館)	委員 11名 事務局1名
29日(土)	第44回森林組合デー (町内 グリーンテージ)	会長
9月4日(金)	町議会9月定例会議(本会議) (役場庁舎 議場)	会長 事務局長
5日(土)	第61回町ホルスタイン共進会 及び第5回和牛共進会 (町内 くずまき高原牧場)	会長
7日(月)	町議会9月定例会議(一般質問) (役場庁舎 議場)	事務局長
8日(火)	町議会9月定例会議(輝くふるさと常任委員会) (役場庁舎 議場)	事務局長
8日(火) ～9日(水)	第2回盛岡地方農業委員会連絡協議会総会 (八幡平市 八幡平リゾートホテル)	会長 職務代理
9日(水)	町議会9月定例会議(決算特別委員会) (役場庁舎 議場)	事務局長
	群馬県農業委員全体研修会 (群馬県 伊勢崎市民文化会館)	鈴木前会長 (講師)
	新任農業委員等研修会 (盛岡市 サンセール盛岡)	委員 5名 事務局1名
11日(金)	町議会9月定例会議(本会議) (役場庁舎 議場)	会長 事務局長
15日(火)	現地確認 (町内 田子地区)	門場委員 星野委員 事務局2名

議長

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長

ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第4》

議長

次に日程第4「議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の

決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

事務局長

はい。それでは総会資料の1㊦、2㊦をご覧いただきたいと思います。番号が1番から6番までございますが、町の公共施設「養護老人ホーム葛葉荘」が役場の隣りにございますが、その施設の改築に伴って、6件とも農地を町が取得するものでございます。まず、12㊦の位置図をご覧ください。【建設予定地の位置を説明】

地権者が6名ということで6件になっておりますが、まず1番は葛巻●●地割●●●地区1筆で474㎡、●●●●さんから町へというものでございます。続いて2番は葛巻●●地割●●●地区、田んぼが2筆で2,575㎡、●●●●さんから町へ。それから3番は葛巻●●地割●●●地区、田んぼが1筆で2,564㎡、●●●●さんから町へということになります。2㊦に参りまして、4番は葛巻●●地割●●●地区、田んぼが2筆で919㎡、●●●●さんの相続人●●●●●さんから町へということになります。それから5番については、同じく●●●地区ですが、2筆で979㎡、●●●●●さんから町へということになります。それから6番についても所在は●●●地区で同じですが、田んぼが3筆で1,465㎡、●●●●●さんの相続人●●●●●さんから町へということになります。

今回の葛葉荘の整備にあたっての概要について、ご説明申し上げたいと思います。10㊦をご覧ください。こちらが担当課であります健康福祉課から頂戴した計画書になりますが、現在の施設は昭和48年の建築で、築42年ほど経過しており老朽化が著しいということでございます。改築のための用地を探していたわけですが、指定管理者である誠心会が管理する特養老人ホームがある茶屋場地区など、遊休農地になっている所も候補地にして探したんですが、地権者の折り合いがつかなかったり、町の条件を満たさないなど、このたびの●●●地区、ここは地目はすべて田んぼで、デントコーンや牧草にすべて転作されおり、遊休農地は全くない農地でありますけれども、医療機関に近いという条件を満たすということ、地権者の了解を得られたということで、こちらの場所を選定したということになります。取得後、建築工事に入り29年の4月には引っ越しして入居という予定になっているようでございます。規模としては50床ですので、現在の施設とほぼ同じになります。8,976㎡を取得して、うち建物は2,600㎡というものでございます。施設の概要ですが、13㊦からをご覧ください。こちらは登記測量の実測図です。14㊦が配置図、15㊦が立面計画図、現在の施設は2階建てですが、平屋建てになります。16㊦が平面図ということで、ほとんど1人部屋ですが2人部屋が3室用意されているようでございます。

3㊦が調査書になります。永久転用の売買になりますが、現地確認の結果、該当する項目は、すべて適当と判断しております。該当地は、農業振興地域外かつ農用地区域外の農地になっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長

この事案は現地確認が行われております。

現地確認の結果報告を1番門場委員に申し上げます。

1番

先日、星野委員、事務局2名と確認して参りました。

この事案は、12ページの位置図に示すとおり●●地区の町道●●●●●線沿いの農地です。町の公共施設「養護老人ホーム葛葉荘」の改築整備に伴い、地権者6名から併せて11筆8,976㎡を町が買い上げて永久転用するものです。

転用農地及びその周辺の農地の地目はすべて「田」ですが、現況は飼料作物のデントコーンと牧草が作付けされている状況です。

売買価格は1㎡当たり3,600円で、昨年度、町が隣接地に整備した「除雪ステーション」の農地売買価格と同額であり、その対価は妥当と思われます。

また、このたびの施設整備による周囲の農地に及ぼす悪影響はほとんどないことなど、3ページの調査書に記載のとおり該当する項目はすべて問題がないと判断いたしました。

以上です。

議長 次に地区担当委員の補足説明ですが、12番藤岡委員が欠席しておりますので省略いたします。

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

【10番森委員挙手】

議長 10番 10番森委員。

あの、質問ではないんですが、残念なことに私の資料に2～3ページが入っていないんです。早く言おうかどうか迷っていましたが…。

局長補佐 申し訳ございません。

【資料差し替え】

議長 はい。それでは質疑に戻ります。何かございませんか。

【9番長峯委員挙手】

議長 9番 9番長峯委員。

確認なんですが、バイパスの関係は施設には影響がないのですか。

【事務局長挙手】

議長 事務局長。

バイパスの計画図等の資料は今手元がないので、おそらくの話になりますが、堤防沿いの延長で除雪ステーションと今回整備する施設の間を通るのではないかと思われますので、影響があるとすれば交通量が多い道路沿いに移設することになりますので、今の場所よりは騒音が大きくなるのかなと思われます。それ以外の影響は特にはないのかなと思っております。

10番 バイパスが通れば、大型車両が通ると思うので…。年寄りが入る施設は静かなところがいいのかなと思っていたけれども。調査の結果なのでいいかと思いますが…。いいです。

議長 よろしいですか。

10番 はい。

議長 ほかにございませんか。

【10番森委員挙手】

議長 10番森委員。
10番 あの、先ほど門場委員の方から、私の聞き違いかもしれませんが、単価が3,600円というお話がありましたけれども、平米ですか坪ですか。

【事務局長挙手】

議長 事務局長。
事務局長 平米当たりです。
10番 はい。ありがとうございます。
議長 よろしいですか。ほかに。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。
議長 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。
議長 よって議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

《日程第5》

議長 次に日程第5 議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題に供します。

議長 利用権設定26件のうち3番の事案は議席2番馬場委員、15番の事案は議席10番森委員がそれぞれ当事者となりますので、初めに所有権移転1件と利用権設定のうち3番及び15番を除く24件について事務局の説明を求めます。

事務局長 はい。資料は17ページからになります。1番ですが、こちらは所有権の移転になります。葛巻第●●地割●●●地区、第●●地割●●●地区、合わせて5筆で9,238㎡、県農業公社から●●●地区の●●●●●さんへの所有権の移転になります。売買価格は4,711,380円です。

【所有権の移転を受ける者の経営状況を説明】

事務局長 続いて18ページに参ります。ここからは利用権の設定でございます。1番の事案は、葛巻第●●地割●●●地区、第●●地割●●●地区、合わせて14筆で25,018㎡、●●●●●さんから県農業公社への10年間の賃貸借になります。10㎡当たりの単価は5,123円です。

事務局長 2番の事案は、葛巻第●●地割●●地区、3筆で20,782㎡、●●●●●さんから県農業公

社への10年間の賃貸借で、10㎡当たりの単価は4,331円となっております。

3番は飛ばします。

4番の事案は、葛巻第●地割●●地区、1筆で826㎡、●●●●●さんから県農業公社への10年間の賃貸借で、10㎡当たりの単価は3,632円となっております。

次のページに参りまして、5番の事案は、葛巻第●地割●●地区、1筆で1,810㎡、●●●●●さんから県農業公社への10年間の賃貸借で、10㎡当たりの単価は2,762円となっております。

それから6番の事案は、葛巻第●地割●●地区、江川第●地割●●●地区、合わせて6筆で5,465㎡、●●●●●さんから県農業公社への10年間の賃貸借で、10㎡当たりの単価は2,746円となっております。

続いて7番の事案は、江川第●●地割●●●地区、合わせて9筆で15,291㎡、●●●●●さんから県農業公社への10年間の賃貸借で、10㎡当たりの単価は5,000円となっております。

8番の事案は、江川第●●地割●●●地区、2筆で11,469㎡、●●●●●さんから県農業公社への10年間の賃貸借で、10㎡当たりの単価は5,000円となっております。

9番の事案は、江川第●●地割●●●地区、江川第●●地割●●●地区、合わせて4筆で13,623㎡、●●●●●さんから県農業公社への10年間の賃貸借で、10㎡当たりの単価は8,000円となっております。

続いて10番の事案は、江川第●●地割●●●地区、江川第●●地割●●●地区、合わせて5筆で21,306㎡、●●●●●さんから県農業公社への10年間の賃貸借で、10㎡当たりの単価は6,946円となっております。

11番の事案は、江川第●●地割●●●地区、3筆で38,790㎡、●●●●●さんから県農業公社への10年間の賃貸借で、10㎡当たりの単価は2,449円となっております。

続いて12番の事案は、江川第●●地割、第●●地割の●●●●●地区、江川第●●地割、第●●地割の●●●地区、合わせて14筆で17,921㎡、●●●●●さんから県農業公社への10年間の賃貸借で、10㎡当たりの単価は5,068円となっております。

続いて24頁をご覧ください。13番の事案は、江川第●地割●●●地区、1筆で11,512㎡、●●●●●さんから県農業公社への10年間の賃貸借で、10㎡当たりの単価は5,000円となっております。

14番の事案は、江川第●地割●●●地区、2筆で4,428㎡、●●●●●さんから県農業公社への10年間の賃貸借で、10㎡当たりの単価は2,000円となっております。

15番を飛ばしまして、16番の事案は、江川第●地割●●●地区、1筆で1,923㎡、●●●●●さんの相続人代表●●●●●さんから県農業公社への10年間の賃貸借で、10㎡当たりの単価は2,600円となっております。

続いて25ページに参りまして、17番の事案は、江川第●地割●●●地区、2筆で5,104㎡、●●●●●さんの相続人代表●●●●●さんから県農業公社への10年間の賃貸借で、10㎡当たりの単価は1,959円となっております。

それから18番の事案は、江川第●地割●●●地区、3筆で2,472㎡、●●●●●さんの相

続人代表●●●●さんから県農業公社への10年間の賃貸借で、10㎡当たりの単価は2,472円となっております。

続いて19番の事案は、江川第●●地割、第●●地割の●●●●地区、2筆で3,913㎡、●●●●●●さんから県農業公社への10年間の賃貸借で、10㎡当たりの単価は10,222円となっております。

20番の事案は、江川第●●地割●●●●地区、2筆で4,925㎡、●●●●●●さんから県農業公社への10年間の賃貸借で、10㎡当たりの単価は4,061円となっております。

26ページに参りまして、21番の事案は、江川第●●地割●●地区、2筆で9,363㎡、●●●●●●さんから県農業公社への10年間の賃貸借で、10㎡当たりの単価は3,204円となっております。

22番の事案は、江川第●●地割●●●●地区、5筆で16,312㎡、●●●●●●さんから県農業公社への10年間の賃貸借で、10㎡当たりの単価は2,500円となっております。

続いて23番の事案は、田部●●●●地区、1筆で3,312㎡、●●●●●●さんの相続人代表●●●●●●さんから県農業公社への10年間の賃貸借で、10㎡当たりの単価は1,510円となっております。

27ページに参りまして、24番の事案は、田部●●●●地区、8筆で13,754㎡、●●●●●●さんから県農業公社への10年間の賃貸借で、10㎡当たりの単価は4,944円となっております。

25番の事案は、葛巻第●●地割●●●●地区、3筆で26,850㎡、●●●●●●さんから●●●●●●さんへの賃貸借です。こちらは5年間で10㎡当たりの単価は2,600円となっております。

【利用権の移転を受ける者の経営状況を説明】

続いて28ページに参りまして、26番の事案は、江川第●●地割●●地区、第●●地割●●●●地区、合わせて8筆で20,584㎡、●●●●●●さんの相続人代表●●●●●●さんから●●●●●●●●さんへの使用貸借でございますので、賃借料は発生しておりません。こちらは5年間となっております。

【利用権の移転を受ける者の経営状況を説明】

議 長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【9番長峯委員挙手】

議 長

9番長峯委員。

9 番

これまでは個人的な貸借でしたが、今は農業公社を通すということになっていますが、賃貸料は農業公社で払って、個人的に借りた人の口座から引かれるようになるのですか。

【事務局長挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

ただ今、長峯委員ご指摘のとおり、賃借料は公社を經由してすべて口座振替で処理されることとなります。

議 長

よろしいですか。ほかにごございませんか。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」の所有権移転1件、利用権設定のうち3番及び15番の事案を除く24件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」の所有権移転1件と利用権設定のうち3番及び15番の事案を除く24件については、原案のとおり決定いたします。

次に利用権設定3番の事案を議題に供します。この事案は、議席2番馬場委員が当事者となりますので、農業委員会法第24条「議事参与の制限」の規定により、ここで馬場委員には一端退席をお願いします。

【議席2番馬場委員退席】

議 長 それでは、利用権設定3番の事案について事務局の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 はい。資料は19ページになります。3番の事案は、葛巻第●●地割●●地区、2筆で1,060㎡、●●●●さんから県農業公社への10年間の賃貸借で、10㎡当たりの単価は4,717円というものでございます。以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」の利用権設定3番の事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長 挙手全員です。

よって議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」の利用権設定3番の事案については、原案のとおり決定いたします。

馬場委員は、入室してください。

【2番馬場委員着席】

議 長 次に利用権設定15番の事案を議題に供します。この事案は、議席10番森委員が当事者となりますので、農業委員会法第24条「議事参与の制限」の規定により、ここで森委員

には一端退席をお願いします。

【10番森委員退席】

議 長
事務局長

それでは、利用権設定15番の事案について事務局の説明を求めます。

はい。資料は24ページでございます。15番の事案は、江川第●地割●●●地区、4筆で3,968㎡、●●●さんから県農業公社への10年間の賃貸借で、10㎡当たりの単価は2,000円というものでございます。以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」の利用権設定15番の事案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議 長

挙手全員です。

よって議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」の利用権設定15番の事案については、原案のとおり決定いたします。

森委員は、入室してください。

【議席10番森委員着席】

《日程第6》

議 長

次に日程第6 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

事務局長

はい。資料は29ページでございます。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ということで2件ございます。

1番の事案は、●●町の●●●さんが●●●●●さん、この方は平成26年9月にお亡くなりになっておりまして、この方から相続により農地の所有権を譲り受けるものでございます。田1筆、畑6筆、合わせて9,221㎡。農地の状況ですが、現在は実家のお母さんが管理をしているという状況でございます。備考欄にございますとおり、畑2筆分1,160㎡については、20年の12月に非農地の判定をしているところでございます。

続いて2番の事案は、譲り受ける方は●●●市の●●●●●さん。●●●●●さん、この方は平成24年6月にお亡くなりになっておりまして、この方から相続を受けるというものでございます。田3筆、畑10筆、合わせて36,012㎡。自作及び一部貸付とい

う状況です。以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第7》

議 長

次に日程第7 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題に供します。

事務局より報告事項の説明を求めます。

事務局長

はい。資料は30分になります。報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ということで2件でございますが、2件とも合意による解約でございます。

1番の事案ですが、葛巻第●●地割●●地区、畑1,810㎡、●●●●●●さんから●●●●●●へ賃貸借していたもので、こちらは借り方の都合による解約になります。

続いて2番の事案ですが、葛巻第●●地割●●●●地区、2筆で2,575㎡、●●●●●●さんから●●●●●●へ賃貸借していたもので、こちらは貸し方の都合による解約になります。こちらは議案第1号でご説明申し上げました老人ホームの建設用地になっているところでございます。

以上でございます。

議 長

以上で説明が終わりました。

ただ今の報告第2号について、ご発言のある方はどうぞ。

【9番長峯委員挙手】

議 長

9番長峯委員。

9 番

1番の事案ですが、●●●●さんは農業をやめるところなのか、規模を縮小するところなのか。

【事務局長挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

農業をやめるというものではありません。この農地についてはお返しするというので、農業は継続してやっていくということでございます。

議 長

よろしいですか。ほかにございませんか。

【「なし」の声】

議 長

ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

《日程第8》

議 長

次に日程第8「その他」ですが、委員の皆さんからございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議 長 なければ、事務局からお願いします。

事務局 長 はい。それでは「その他」のところ、来月の農地パトロールの関係をご説明申し上げたいと思います。お手元には27年度の農地パトロール実施要領、パトロールの行程表をお配りしてございます。こちらを使用してご説明申し上げます。

【「農地パトロール」の実施計画(案)を説明】

簡単ですけれども、来月の農地パトロールのお願いでございます。よろしく申し上げます。

議 長 農地パトロールについての説明でしたが、何か皆さんからございますか。

【9番長峯委員挙手】

議 長 9番長峯委員。

9 番 前々から問題になっていた●●の農地、あそこは未だに解消されていないで雑草になっているわけですが、見た感じあまりいい感じはしないんですけれども、その後の指導等はどうか。

【事務局長挙手】

議 長 事務局長。

事務局 長 ご指摘のとおり国道沿いの非常に目立つところで面積もかなりの面積になっております。この件につきましては、まず、昨年度の状況調査を受けて意向調査を実施した時点では、27年度、本年度は農地として管理し飼料作物を作付けするという意向を確認しました。今年はやってくれるのかなあと見ていましたが、以前と変わらない状況でしたので、今年度再度の意向調査を実施して、その上で、どうしても、あそこの農地は自分のものではなく借りている農地なので、合意による解約をしていただいて、あの地区には酪農家の方々がたくさんいますので、そういった有効に農地を管理していただける方々に貸し付けをしていただくという方向で進めたいと思っております。

議 長 よろしいですか。

9 番 あのお、要望になるかもわかりませんが、多分、(賃借人は)経営は無理だと思うんです。土地の持ち主に、その農地を売ってもいいかどうか聞いてみてもいいんじゃないかと思えます。飼ってもいい人もあるわけですから。3年も4年もなげておいては格好が悪いし、農業委員としても役目を果たせないわけですから。その辺を持ち主から聞いてみたらどうでしょうか。

【事務局長挙手】

議 長 事務局長。

事務局 長 おっしゃるとおり聞くことは事務局の方でできると思います。それにしても、売ってもいいという確認を取れたとしても、解約しなければなりませんので、そちらを一緒に平行しながら進めていけたらいいと思っております。

9 番 できるだけ早く解決するように一つよろしく申し上げます。

議 長 ほかにございませんか。

【10番森委員挙手】

議 長

10番森委員。

10番

割当の方なのですが、3班と4班のところですが、星野方面はどちらに入るのでょうか。ちょっと矛盾しているように思われますが…。

【事務局長挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

ご指摘のとおりです。実は昨年度は、馬場委員さんが星野地区を担当しておりましたので、3班に星野地区を入れていましたが、星野委員さんから4班に入っていた関係で、3班の星野方面を4班に移していただきたいと思います。訂正をお願いします。

10番

はい。わかりました。

【9番長峯委員挙手】

議 長

9番長峯委員。

9番

せっかくパトロールするのだから、今までの経過についても含めてお願いしたいと思います。第1班の吉ヶ沢地区、前々から遊休農地があるわけですが、春先も●●さんのところの沢も見て、農地に利用できる場所もあったわけですが、その後何も進んでいないと思われすが、一部は造林してもいいということで承認はしたけれども、残った田なんかは非農地にするにはもったいないということにしたけれども、そこが進んでいるのであれば、そういうところをあと一回見て、そしてきちっと利用させる状況を作っていかなければ動かないのではないか。そのほかに管理機構の関係もあるのかな…。その関係もあるから、農業委員会がきちっと役目を果たせる状況を作ってきた方がいいと思うので、1班の皆さんはしっかり見てきてください。

【事務局長挙手】

議 長

事務局長。

事務局長

ただ今の件については、長峯委員の言うとおりでございますが、今回の農地パトロールの結果を受けて、とりあえず意向調査を行うことになっております。農地の所有者の意向、貸したいとか、自分で耕作するとか、意向調査をします。その調査のための事前のパトロールになりますので、パトロールで農地を特定できるような調査をしていただければ、後から意向調査を行うということで、よろしく申し上げます。

議 長

はい。それでは、今日藤岡委員が欠席ですが、1班の方、よろしく申し上げます。

15番

芳田さん、中沢のことは地区で相談しているよね…、若干なり。そこをちょこっと喋ってもらったらいんじゃないかな。

6番

はい。わかりました。

議 長

6番芳田委員。

9番

追加して喋るけれども…。あの、●●さんは農業委員会を通して使わしてくれるのであれば使うよ、という話があったんだよ。直接だといろいろあってまずいけれども、だれか間に入ってやってくれるのであれば、使ってもいいよという話があったんだよ。

議 長

今、長峯委員の方から話がありましたが…。今の件に関して坂待代理から申し上げます。

15番

吉ヶ沢の2箇所の件ですが、まず戸草沢につきましては、この1年間いろいろ協議をしてきた中で、最終的に貸借ではなく、売買で再生利用するということまでできております。今の時期ですので何とか今年度に間に合わせようと思っているところですが、なかなか事務的な絡みの中で、ちょっと間に合わないのではないかとということで、28年度の事業で再生を図る見込みであります。それから中沢につきましては、先ほど長峯委員から話があったとおり、農地中間管理事業を活用しながら何とか活用の方法を見出したいということでもあります。戸草沢の方が落ち着きましたので、冬場にかけてこういった状況にあるのか再度現地等を確認しながら何とかこちらも次年度に向けて再生利用を図ればなというふうに思っているところでもあります。いずれ地区の皆さんが積極的でありますので、それにのって何とか進めていければと考えているところでもあります。

それからメンバーなんですが、農業委員以外は農林課の係が1名入るようなんですが、昨年度もお願いした経過もありますが、農協なり、農済なり、普及センター等々も入れてもらって「見える化」を図るという農業委員会を目指すのであれば、特にも農協や農済は直接現場に関わる農業団体でありますので、一緒に行動していただいて共通理解のもとに農地を管理していければと思ったりもしているところなんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

議長

これからの依頼は可能でしょうか。

事務局長

はい。まだ1ヶ月ほどありますので可能かと思えます。

議長

どうですか。ということで農協等にも一緒に歩いてもらうということで…。事務局、どうでしょうか。

事務局長

それは全く問題ないと思います。実は配車の関係で、厳しくなるのかなと思ったりして、昨年度もご指摘をいただいて分かってはいたのですが、そちらまで頼むとゆるくないのかなと思い、今回の計画を立てましたが、皆さんからの要望があれば、農協さん等に依頼はできると思います。来ていただけるかどうかは別として、依頼してみたいと思います。

議長

まず依頼文書を出してもらおうということで進めてください。

事務局長

わかりました。

議長

ほかにありますか。

【8番藤森委員挙手】

議長

8番藤森委員。

8番

もっと早い段階でお詫びしなければならなかったのですが、会長の挨拶にもありましたように田の沢の農地はここ2年ぐらい耕作されていないところで、皆さんの協力を得てソバを播いて、秋には「ソバ会」をやろうという意気込みで進めてきましたけれども、いろんな事情が重なりまして、残念ながらソバの勢いよりヒエの勢いの方が勝って、昨日、デスクモアで刈りました。一部にはソバを集めれる場所もあったんですけども、全体が行ってやる仕事にはならないなと思って、お話しはしませんでした。今まで何回かソバの作付をやってきたんですけども、こういうことは初めてで皆さんに迷惑をかけましたし、地区の老人クラブの皆さんからも手伝ってもらって、非常に心苦しいような状況になりま

して本当に何と言って良いか頭あんばいが悪いと言いますか、寝れないと言いますか、そんな日もありました。実際には種子の提供も受けているし、肥料も1袋播いたり、いろいろなものがあって迷惑をかけたことをこの場でお詫び申し上げます。どうも、すみませんでした。

議 長

ほかに。

なければ「その他」を終了します。

以上で、葛巻町農業委員会第3回総会を閉会いたします。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成27年9月28日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____